



令和5年10月6日
福島行政監視行政相談センター

10月16日～22日は行政相談週間です！ —県内各地で行政相談所を開設—

総務省は、毎年10月の一週間を「**行政相談週間**」と定め、相談所の開設、PR活動等を実施しています。

福島行政監視行政相談センターでは、地域住民の皆様が暮らしの中の困りごとなどを気軽に相談できるよう、関係機関等の御協力の下、**県内の行政相談委員(114人)**とともに、次の活動を行います。

1 「暮らしの困りごと無料相談会」を開催（郡山市）【別添1】

- 10月20日(金) 10:30～15:30 イトーヨーカドー郡山店1階エントランスホール

相談会のプレイベントとして、**同会場**において、「**暮らしに役立つ行政相談パネル展**」を開催します（10月17日（火）から19日（木）まで）。

2 行政相談委員による「行政相談所」を開設（県内各地）【別添2】

- 地区別の開設箇所数（延べ）：県北地区15か所、県南地区24か所
会津地区32か所、浜通り地区19か所

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、住民の皆様の身近な場所（市役所、町村役場、公民館など）で行政相談所を開設します。



総務省行政相談センター

まぐみみ福島

<行政相談マスコット：キクーン>

お問い合わせ先 福島行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課 森、勝又
電話：024-534-1101

(参 考)

1 総務省の行政相談

地域住民の皆様から国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場からその解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善に生かすものです。相談は無料で、秘密は厳守されます。

【相談例】

- 国道に危険な箇所があるので、早く改修してほしい。
- 道路の案内標識が分かりにくいので、改善してほしい。
- 手続や申請をどこにしたらよいか分からないので、教えてほしい。

福島行政監視行政相談センター及び行政相談委員は、行政に関する苦情や意見・要望、困りごとを電話、手紙、インターネットなどで受け付けています。

- 行政苦情110番 0570-090110
- インターネット https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

2 行政相談委員

行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱する民間ボランティアで、地域住民の皆様から国の行政に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係機関への通知を行っています。

行政相談委員は各市町村に1人以上配置することとされており、現在、福島県内では114人が配置されています（全国：約5,000人）。